

福祉先進都市東京に向けた懇談会

H26.11.6 高齢・障害・生活分野

# 障害（碍）者分野で 東京都に期待すること

日本社会事業大学 特任教授 佐藤久夫

全国のモデルとなり  
国の政策に影響を与える東京へ

世界が学ぶ  
東京都の障害(碍)者施策へ

# ① 障害(碍)者観の本音での転換を

- 障害(碍)者をどう見るかが出発点
- 世界人権宣言(1948)から

障害者権利条約(2006)へ

- 「保護の対象」から

「普通の市民」、「平等な市民」へ

# 1948年国連「世界人権宣言」

## 第2条第1項

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

## 第25条第1項

すべて人は、(中略)、失業、疾病、心身障害(原文は disability)、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

1966年 国際人権規約

1975年 障害者権利宣言

1981年 国際障害者年

(文書としては1980年国際年行動計画)

1983-92年 国連・障害者の10年

(文書としては1982年 障害者に関する世界行動計画)

1993年 障害者の機会均等化に関する基準規則

# 2006年 国連「障害者権利条約」

## 第一条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。  
(公定訳/2013年10月)

## ② 「コンパニオンカード」の東京版を

- 割引は止め、障害(碍)者も一人前払う
- 介助者は無料。交通機関、各種入場料。



# 交通運賃：割引から平等へ

- カナダ：障害（碍）者の航空機利用に際して、障害（碍）のためにせよ要介護のためにせよ、2座席必要な場合でも1人分の運賃で乗れることとした（2008年）。以前からの鉄道、バス、船の規定がようやく飛行機でも実現した。
- スウェーデン：障害（碍）者の移動サービスは、同じ地域の一般の交通システムと同額で提供
- オーストラリア：コンパニオンカード。



### ③ 地域移行の数値目標は止め、 本人の選択、ケアマネへ

- 障害者権利条約、障害者基本法、障害者総合支援法が求めていることをそのまま実施する
- 都と区市町村が協力して、すべての社会的入院・入所者に面接し、どこでどのよう暮らしたいか意向を聞き、それを時間をかけて実現する。
- 情報提供、体験の機会、ピアサポートも。

## ④ 表記： 障害を障碍に

- パラリンピックには多数の障害(碍)者・関係者が参加する。中国・(香港)・台湾や準漢字圏の韓国では全て「障碍」と表記している。
- 「碍」はobstacleやbarrierを意味し、「害」はharm、injure、さらにはkillをも意味する。

- パラリンピック関連の施設、標識、資料に「障害(者)」と表記されていると彼等は不快に感じる。
- 「碍」は「礙」が本字で、大きな石の前でとまどう旅人を意味し、表記を「障碍」とすることによって、障壁に直面している状態という障害者権利条約の障害(碍)理解が促される。
- 「障害者」と呼ばれたくないとの当事者の声に応えて「障がい者」とした自治体が多いが、都はそこにとどまらず、理念と論理に基づき「障碍」の採用を。

## ⑤ 障害者差別解消法の 相談・救済機関の設置

- 2013年制定、2016年4月実施の障害者差別解消法は画期的なものであるが、とりあえず特別な「相談・救済機関」を設けていない。
- 東京都は、より実効性を高めるべく、そうした機関を設けることを検討すべきではないか。

# 法が禁止する障害（碍）者差別

例

免責事由

障害（碍）者差別

差別的取り扱い

直接差別

関連差別

盲人の入店拒否

盲導犬利用者入店お断り

正当な理由がある場合

合理的配慮の不提供

盲人にメニューを讀んであげない

合理的配慮の実施に伴い過重な負担が生じる場合

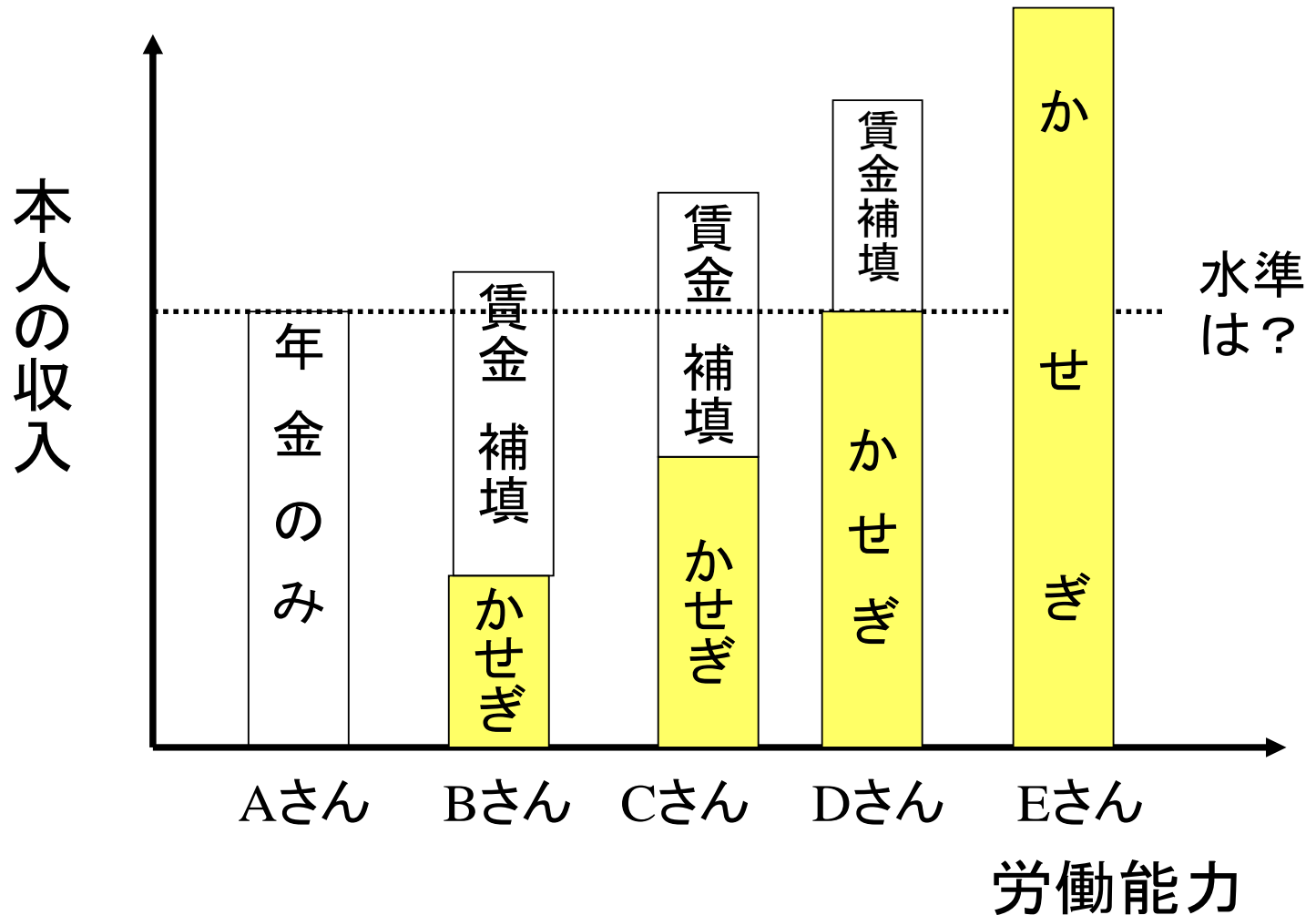
# (制度改革の)部会「意見」での紛争解決 (障害者差別解消法では当面救済機関の規定なし)

<p>① 相談及び調整</p>	<p>市町村単位の身近な相談機関</p>	<p>自主的な解決が望めない場合に、まずは相談を受けて、理解のある人材が仲に入り、納得を得ながら、関係を調整</p>
<p>② 調停、斡旋、仲裁、裁定</p>	<p>都道府県単位の中立・公平な機関</p>	<p>専門的な知識、素養、経験を有する専門家を含む中立・公平な機関による調停、斡旋等により、解決を図る</p>

## ⑥ 都独自の賃金補填制度

- 就労継続支援B型であれば、1ヶ月約11万円の費用。内5.5万円が都・市区町村負担
- これを転換し、都・市区町村が例えば上限4万円負担で、民間雇用主に賃金補填する。
- 雇用主は補填分を含めて最賃を保障する。
- 障害(碍)者本人は収入増でQOLを高める。
- 自治体は負担減、国は負担ゼロ。

# 社会雇用(賃金補填)の考え方





## 障害(碍)者雇用のアプローチの特徴(佐藤メモ)

	目的	焦点	責任主体	労働能力	備考
雇用率	結果平等	障害(碍)	事業主 集団	高/ 中	日本の現在の基本政策
差別禁止	機会平等	能力	個々の事業主	高	2016年から実施
社会雇用 (保護雇用)	結果平等	能力/ 障害(碍)	国	低/ 中	制度改革で再浮上